

渋谷支部滞納会費徴収整理細則第 5 条に基づく公示

令和 8 年 9 月 15 日
東京税理士会 渋谷支部
支部長 山崎 哲也

下記の会員に対し、渋谷支部滞納会費徴収整理細則第 5 条第 1 項の規定により、内容証明郵便にて滞納会費の督促を行いました但し到達されないため、同細則第 5 条第 2 項の規定に基づき公示いたします。当該文書は東京税理士会渋谷支部に保管しておりますので、来会の上受領して下さい。

なお同細則第 5 条第 3 項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して 14 日を経過したときに、当該文書は到達したものとみなされます。

記

○送付する書類の内容 滞納会費の督促について（内容証明郵便）1 通

- ① 該当者氏名（亀井 正博） 登録番号 第 105945 号
事務所所在地 東京都渋谷区桜丘町 8-16-206
- ② 該当者氏名（高橋 直己） 登録番号 第 158593 号
事務所所在地 東京都渋谷区本町 3-8-8-102 グランツシティ渋谷本町
- ③ 該当者氏名（菰澤 政男） 登録番号 第 117536 号
事務所所在地 東京都渋谷区渋谷 1-1-3-413 アミーホール税理士法人OKS
- ④ 該当者氏名（三浦 龍二） 登録番号 第 139907 号
事務所所在地 東京都渋谷区恵比寿南 3-1-8-203 GRANEBISU
- ⑤ 該当者氏名（吉満 春彦） 登録番号 第 046226 号
事務所所在地 東京都渋谷区桜丘町 14-10-610 渋谷コープ

以上